

タイ取引競争委員会に対する長期専門家の派遣について

令和３年１１月１２日

公正取引委員会

公正取引委員会は、タイ政府の要請に応じて、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）の協力の下、タイ取引競争委員会に対して、当委員会事務総局の職員１名をＪＩＣＡ長期専門家として派遣することとした。

タイでは、平成１１年から競争法が施行され、平成２９年改正競争法の施行に伴い、タイ取引競争委員会は独立した行政機関として設置されることとなり、近年、多数の新規職員を雇用している。

これに伴い、タイ取引競争委員会は職員の能力強化体制の整備を図っていることから、長期専門家派遣は、同委員会の職員に対して、知見や助言を提供し、競争法の執行及び競争政策の策定に関する能力向上を目的として実施するものである。

記

- １ 派遣期間：令和３年１１月１２日～令和５年１１月１１日（予定）
- ２ 派遣先機関名：タイ取引競争委員会
- ３ 主な活動内容：競争法に関する研修やアドボカシー活動の支援（※）

※ 具体的な活動内容については、今後、長期専門家及びタイ取引競争委員会の間において、効果的な活動の実施に向けた議論を行った上で決定することとなっている。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房国際課 電話０３－３５８１－１９９８（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/